**国頭村移住体験住宅使用許可書**

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

国頭村長

　国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する規則第7条第2項の規定に基づき、次のとおり利用を許可します。

記

１　許可物件

　　名　称　　国頭村移住体験住宅　　　号館

　　所　在　　国頭村字辺土名

２　許可期間　　　年　　月　　日（　）から　　　年　　月　　日（　）まで　（　　泊　　日 ）

３　利用料　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　　訳 | | | | |
|  | 1泊利用料金 | 利用人数 | 泊　数 | 計 |
| 小学生未満 | － | 人 | 泊 | － |
| 小・中・高校生 | 1,500円 | 人 | 泊 | 円 |
| 18歳以上 | 3,000円 | 人 | 泊 | 円 |
|  | 円 | 人 | 泊 | 円 |
| 合計 | | | | 円 |

４　移住体験住宅使用者の遵守事項

移住体験住宅使用者は、条例第9条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　留守や就寝時に施錠するなど移住体験住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。

(2)　火気の取扱いに注意するとともに、電気並びに水道等の無駄遣い防止に配慮すること。

(3)　備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4)　使用者は移住体験住宅内を適正に管理するとともに、同施設住居者等と協力し移住体験住宅周辺の清掃活動を行うなど、地域コミュニティ活動に積極的に参加すること。

(5)　ゴミを決められた分別ルールに従い排出すること。

(6)　退居する際に室内の清掃をし、移住体験住宅の鍵を村長に返却すること。

(7)　その他、移住体験住宅の使用に関して村長が必要と認めること。